

平成19年11月7日

多摩市長 渡辺幸子 殿

多摩市使用料等審議会

会長 上野美裕

多摩市使用料等について（答申）

本審議会は、平成19年7月4日付19多企企第100号により多摩市長から諮問を受け、保育所保育料について、（1）税制改正に伴う平成20年度の対応、（2）今後の保育料のあり方、の2点について審議してきました。このうち、（2）について別紙のとおり答申します。

多摩市使用料等審議会答申書

～保育所保育料のあり方について～

平成19年11月7日

多摩市使用料等審議会

目 次

はじめに.....	1
1.多摩市の子育て施策の現況.....	1
(1)多摩市の行財政の概況.....	1
(2)子育て施策の現況.....	2
①認可保育所.....	2
②認可外保育所.....	3
③幼稚園.....	3
④その他.....	3
(3)民間保育所運営経費の仕組み.....	3
①総支弁額と法定負担額について.....	4
②国徴収基準について.....	4
2.保育料に対する基本的な考え方.....	4
(1)公平性について.....	4
(2)保育料に対する市及び保護者負担のあり方について.....	5
(3)現行の市徴収基準額表における各階層の負担のあり方及び階層の整理の考え方.....	5
3.最終答申.....	6
(1)保護者負担割合の目安.....	6
(2)具体的指針.....	7
(3)条例化.....	7
4.今後の見直しに向けて.....	8
5.まとめ.....	8
参考資料.....	9
審議会配布資料一覧.....	13
多摩市使用料等審議会委員名簿.....	14
多摩市使用料等審議会審議経過.....	14

はじめに

本審議会は、平成19年7月4日付19多企企第100号により多摩市長から諮問を受け、保育所保育料について、(1)税制改正に伴う平成20年度の対応、(2)今後の保育料のあり方、の2点について審議してきました。

このうち、(1)については平成19年8月22日に第一次答申として答申したところですが、その後、(2)今後の保育料のあり方について審議を重ねてきました。

現行の多摩市の保育所保育料については、平成4年に使用料等審議会に諮問され、保育料の徴収基準等についての答申を受け、平成5年度に保育料が改定されました。

しかしそれ以降、保育所保育料の改定を実施していないため、国徴収基準額¹に対する保育料調定額の割合(以下「保護者負担率」という)は、年々低下していき、前回妥当であると答申された、国徴収基準額に対する比率である55%~60%を大きく下回っています。(参考資料1「総支弁額」に占める保育料(保護者負担)の推移参照)

この間、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、それに基づいた地域行動計画である「多摩市子育て・子育て・こどもプラン」(参考資料2「プランの体系」参照)も策定され、計画に沿って、目標を実現するためにさまざまな施策を展開してきています。

さらに、家族形態の変化、女性の就労環境の変化、雇用形態の多様化など社会的な情勢も前回審議会が答申した当時とは大きく変わってきています。

このような状況の変化を踏まえ、当審議会は、今後の保育所保育料に対する市及び保護者の負担のあり方について議論してきました。

このたび、全8回の審議を経て、審議会としての結論をまとめましたので、ここに答申します。

1.多摩市の子育て施策の現況

(1)多摩市の行財政の概況

一般的に歳入総額に占める市税の割合が3割といわれるなか、多摩市は市税が6割を占め、普通交付税の不交付団体であり、いわゆる財政力の強い市、言い換えれば「基礎体力のある市である」と位置付けられます。

しかし、平成18年度の経常収支比率は91.7%と財政の硬直化が進行していることも事実であり、市はこの3年間、財政の再構築に取り組み、その結果として税制改正の影響も含め、124億6千万円の改革効果をあげることができました。

¹ 国徴収基準額:国が定めた保護者から徴収できる保育料の上限額。3歳未満児と3歳以上児による区分と、児童の属する世帯の前年の所得税額又は前年度の市民税額毎の区分(7階層)により、月額保育料が定められている。市の徴収する保育所保育料は、これを下回っているため、その差額は市の負担となっている。

この間、単に削減するのではなく、「子育て・子育て・健康づくり」や「安全・安心」などの施策に重点的な予算配分も行い、特に「子育て・子育て」について、待機児対策としては認可保育所の増設を、子どもの虐待や育児放棄などへの対応としては、子ども家庭支援センターの整備などに取り組んできています。

多摩市では、市の一般会計決算総額が右肩下がり傾向で推移するなかにあっても、子育て支援に関する施策の決算については微増ではありますが、増加傾向にあります。

児童福祉や学校教育等の子ども関連歳出予算は平成19年度ベースで総額の31.7%を占めています。今後については、高齢化や毎年増加している生活保護などの扶助費の伸び等により、限られた財源で将来に負担を残さないようにしながら、「多摩市子育て・子育て・こどもプラン」を基に、多摩市が子育て施策に対して、「これだけの予算を確保していく」ということを明確に示す必要があります。(参考資料3「平成19年度予算に占める子育て関連施策経費」及び参考資料4「一般会計決算額の推移」参照)

(2)子育て施策の現況

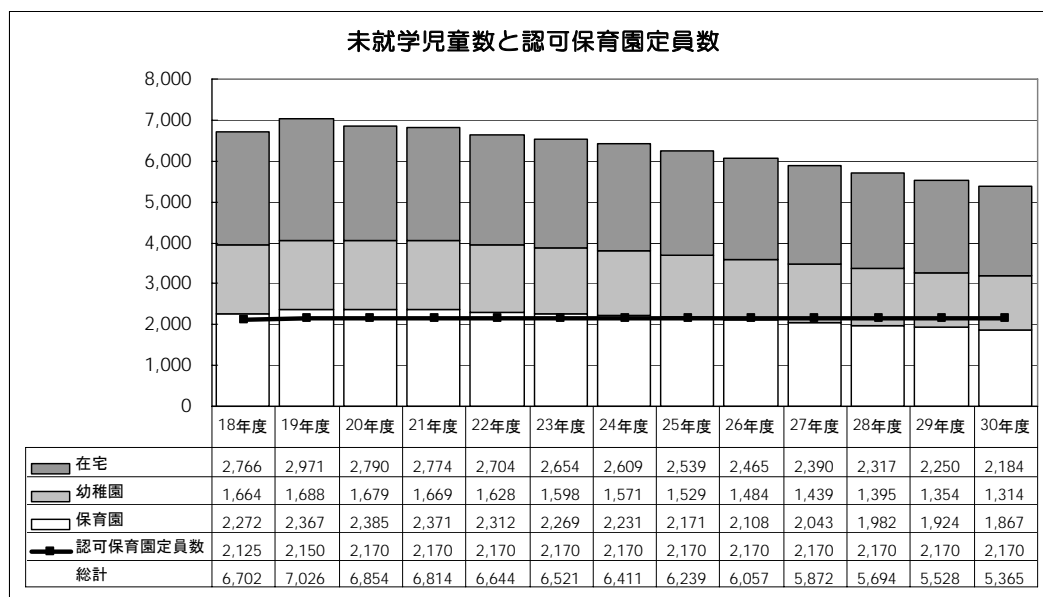
多摩市の子育て施策の水準は、ある経済専門誌の全国調査を参考に判断すると、全国では上位に位置付けられます。

調査は、子育て環境について認可保育所の月額保育料や認可保育所の上乗せサービスなど全7項目にわたっていますが、多摩市はトータルで全国36位、保育料は同7位となっています。(いずれも平成18年11月調査時)

①認可保育所

多摩市には現在、公立(2園)、私立(16園)の18の認可保育所がありますが、いずれの保育所にも希望しながら入所できない「待機児童」が存在しています。

今後、未就学児童数は減少傾向にあり、保育所待機児童数も、減少すると予想されています。



②認可外保育所

認証保育所(4園)、家庭福祉員(8名)、保育室(1園)によって未就学児童を受け入れ、保育を行っています。

③幼稚園

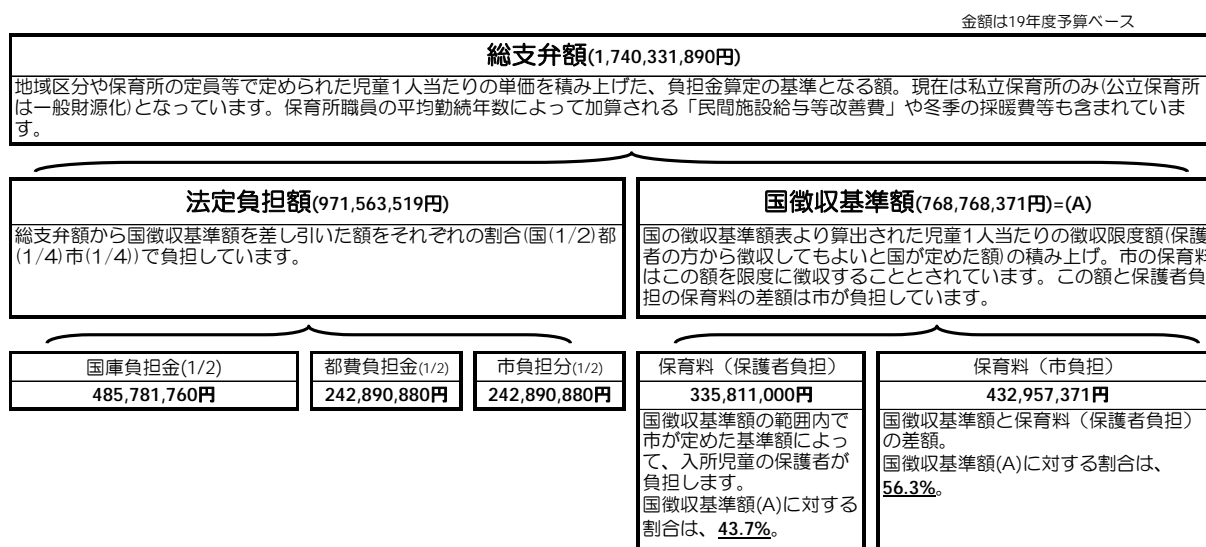
9園の私立幼稚園があり、多摩市の幼児教育を担っています。うち、8園では通常の教育時間終了後、「預かり保育」²を実施しています。

④その他

公的な補助はありませんが、ベビーホテルや事業所内保育所等があります。

(3)民間保育所運営経費の仕組み

民間保育所の運営費は、「総支弁額」と「法定負担額」「国徴収基準額」などから成り立っています。



² 預かり保育：地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動。

①総支弁額と法定負担額について

地域区分や保育所の定員および児童の年齢で定められた児童1人あたりの単価と、保育士等の経験年数に対する上乘せ分「民間施設給与等改善費(民改費)」等を積み上げたものを「総支弁額」といい、多摩市の場合、平成19年度予算ベースで約17億4千万円となっています。

この総支弁額から、「国徴収基準額」、すなわち国の徴収基準額表より算出された児童1人あたりの徴収限度額を引いたものが、「法定負担額」となり、国が1/2、都1/4、市が1/4の割合で負担しています。

②国徴収基準について

国徴収基準額とは、児童の年齢(3歳未満と3歳以上の2区分)や所得の階層(7階層)ごとに国が定める保育料として徴収してよいとされている上限額です。

しかし、実際に保育料として徴収している金額は、これより低く設定した市の定める保育料徴収基準額に基づき算出されたもので、両者には差額が生じます。

平成19年度予算ベースでは、国徴収基準額は7.7億円、実際に保護者が負担する保育料は3.4億円です。前者から後者を差し引いた額である4.3億円は、市が市税等で負担していることとなります。

2.保育料に対する基本的な考え方

子育てしやすいまちというのは多摩市にとって重要であると考えますが、一般会計決算額の推移が毎年下がっているなか、既に近隣市に比べ保護者の負担が低い多摩市が、子育て世代にとって優しいまちであると同時に、今後それを財政面から維持し続けていけるのかということも大きな課題です。

保育料について考えた場合、保育の質を維持しつつ、「多摩市子育て・子育て・こどもプラン」に掲げる他のさまざまな子育て施策を積極的に進めていかなければなりません。

(1)公平性について

保育所運営費については、多額の公費がつぎ込まれています。その多くは市民のあらゆる層から納められている「税」によってまかなわれています。そのため、保育料の設定にあたっては、負担の公平性という観点から多くの市民の納得を得られるものでなくてはなりません。また子育てをしている世帯間においては、保育施設を利用していない世帯はもとより、例えば認可保育所に入れずに認証保育所や幼稚園などの他の施設を利用している家庭との比較では、負担額に大きな差が生じています。さらに認可保育所に入所している世帯においては、年度の違いにより保育料が大きく変るなどの不公平が生じないように考慮しなければなりません。

将来の子育て世代や子育てを終了した世代など、市税を担うあらゆる属性の市民の理解と納得を得られる制度設計が必要となりますが、そのためには適正な保護者負担が必要だと考えます。

また同時に、悪質な未納・滞納の場合は、保護者間の負担の公平性を損なうばかりか保育所保育料制度自体に対する市民の信頼を失わせることにもなりかねないので、毅然とした対応で望むことも必要です。

(2)保育料に対する市及び保護者負担のあり方について

保育所保育料の保護者負担を考えると、何を指針にするかですが、現況では、国徴収基準額に対する保護者と市の負担割合が客観的なデータであるということを中心に、その推移や近隣他市の状況などをもとに議論を進めてきました。

平成18年度実績の国徴収基準額対比41.7%(東京26市で最下位。参考資料5「国徴収基準額に対する保護者負担率(多摩地区26市平成18年度実績)」参照)は、子育て世代に優しいという意味で重みのある数字でした。

しかしながら、子育て支援施策のうち、保育所保育料の市負担については、今後とも市民各層の理解を得ることが重要であると考えます。

子育て支援策や保育料に対する市負担として、市の予算をどのように投入するかについては、社会経済状況、子どもたちの状況、市の財政状況やその将来予想、市負担に関する市民の理解等数多くの要素を踏まえて決定されるべきものであります。

保育事業は公金(市税・税金)でまかなわれている行政サービスの一つであるとともに、特定の対象者に向けられたサービスでもあることから、保護者負担の割合については、客観的な根拠による数値目標の提示が難しく、審議を重ねた結果、負担の公平性という観点から、50:50という考え方により、国基準額対比50%が広く市民に受けられる目安となる数値ではないかというのが概ねの意見でした。

(3)現行の市徴収基準額表における各階層の負担のあり方及び階層の整理の考え方

負担のあり方には、「応益負担」と「応能負担」の2種類があります。現行の市徴収基準額表は、各所得階層の負担能力に応じた「応能負担」の考え方を基本としています。児童福祉法の解釈からは、サービスの量に見合った負担を求める「応益負担」という考え方を採ることもできますが、所得の低い階層や預けているお子さんの数が多い家庭にとっては相対的に負担感が重くなるという問題があります。多摩市としては、従来と同様、「応能負担」の考え方を基本に、年齢ごとの保育単価の相違などを踏まえつつ、相対的な不公平感ができるだけ生じないように、所得階層ごとの保護者負担割合を設定することが必要と考えます。

3.最終答申

今後、限られた予算のなかで「子育て・子育ち・こどもプラン」を具体化していくための、さまざまな事業展開をしつつ、現在の保育の質を維持していくためには、負担の公平性を図るうえからも保護者負担の割合は見直しせざるを得ないと考えます。

その際は、「2. 保育料に対する基本的な考え方」を踏まえ、各階層に見合った負担になるよう考慮する必要があります。下表は、その割合の目安を表にしたものですが、これを基にして、その実現に当たっては「具体的指針」に沿って、市保育所保育料徴収基準額表を策定することが必要と考えます。

保護者負担を見直して得た財源は明確に、「多摩市子育て・子育ち・こどもプラン」を具体化し、保育の質を下げないための施策へ充てられることを、市として示すことが何より大切です。

(1)保護者負担割合の目安

階層		年齢区分			
		0歳	1～2歳	3歳	4歳以上
国階層	市階層	国徴収基準額単価に対する割合(目安の金額)			
第1	A	0%	0%	0%	0%
第2	B	0%	0%	0%	0%
第3	C1	20%	15%	15%	10%
	C2	(3,900円)	(2,925円)	(2,475円)	(1,650円)
第4	D1	45%	30%	30%	25%
	D2	(13,500円)	(9,000円)	(8,100円)	(6,750円)
	D3				
	D4	75%	60%	50%	50%
	D5	(22,500円)	(18,000円)	(13,500円)	(13,500円)
	D6				
第5	D7				
	D8	80%	65%	45%	50%
	D9	(35,600円)	(28,925円)	(17,800円)	(17,000円)
	D10				
第6	D11				
	D12	80%	65%	55%	60%
	D13	(48,800円)	(39,650円)	(23,400円)	(22,300円)
	D14				
	D15				
第7	D16				
	D17	75%	60%	60%	67%
	D18	(60,000円)	(48,000円)	(27,400円)	(26,400円)
	D19				
	D20				

※「目安の金額」とは、各階層グループ内の概ねの平均値

(2) 具体的指針

① 前提

ア) 一次答申に基づき作成する20年度対応の市徴収基準額表(「所得が変わらなければ階層が変わらない」)をもとにして、「保育料」の単価を改定する。

イ) 「国基準額対比50%」の捉え方

(1) 保護者負担割合の目安を基にし、直近の実績額(例:19年度実績額)をベースに試算し、概ね50%を目安にして単価設定を行うこと。

② 階層ごとの配慮

低所得者層への配慮とともに、現状の基準額表では、3歳児、4歳児以上の層については、高所得者にとって負担の少ない部分があると思われることから、高所得者層への応能負担のありかたについても配慮されたものにする。

③ 基準表における階層及び階層数

上記にも関連し、(C1)・(C2)・(D1)階層(低所得階層にあっても固定資産税課税の場合は、上階層に移行)は撤廃することが望ましい。

また、保育単価の高い「0歳児」を独立させ、4区分にすることで、1～2歳児の保育料の負担割合を抑えるよう配慮すること。

④ 減免要件の設置

減免要件については現状を基準に引き続き設定すること。

⑤ 多子軽減(第2子以降の減額) について

今回の指針によって、複数のお子さんを育てている世帯への経済的援助及び、最も影響を受ける0歳児枠への配慮の面から、多子軽減対策については国徴収基準(下表参照)に準じつつ、更に充実を図られたい。

平成19年度 国徴収基準額表(抜粋)

4. 第2階層から第7階層までの世帯(生活保護法による被保護世帯以外)であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。	
第1欄	第2欄
ア. 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ. 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所しているア以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ. 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している上記以外の児童	徴収金(保育料)基準額表×0.1

(3) 条例化

この答申内容は、平成21年度適用の「条例として」反映させること。

4.今後の見直しに向けて

- (1)今後、保育所保育料のあり方については所管課において毎年検証し、5年後を目安に本審議会に諮問し、見直すこと。
- (2)今後税制等の改正により、本答申の主旨(保護者負担割合)が達成されなくなったときは、市徴収基準額表を整理し、議会審議を仰ぐこと。
- (3)上記に関わらず、次世代育成支援対策推進法などをはじめとした国の動向により、保育制度に大きな変革が生じる場合は、5年に満たない場合でも本審議会に諮問し、見直すこと。

5.まとめ

全8回の審議を振り返り、10人の委員から各々の立場や経験に基づいた、多様で活発な発言が寄せられ、充実した審議を終えることができました。

多様な立場の委員意見の全てを答申書に反映させることは困難ですが、可能な限り見解の一致をみた内容を答申としています。

なお、審議の中では以下のような意見があったことも付記します。

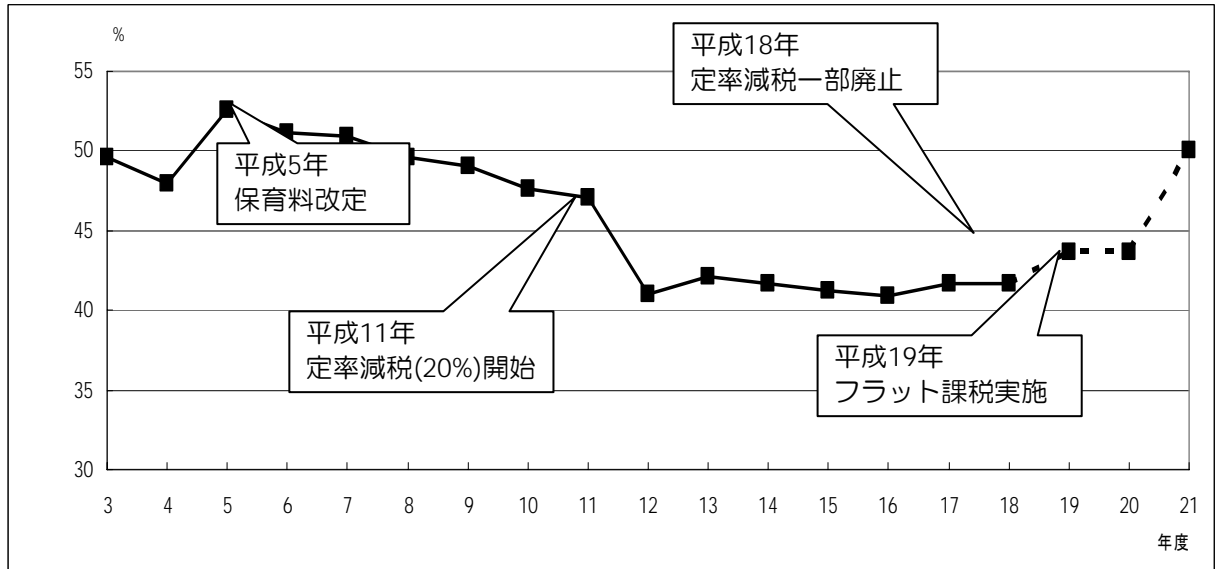
例えば「国徴収基準額に対する保護者負担の割合は、45～50%程度が妥当」という意見や、当事者である保育園園児保護者へのアンケート(多摩市保育園父母の会連絡会実施)では、値上げを望んでいないという回答が9割以上を占めた、というデータも提出されました。

市としても、今後広く市民の意見を徴収し、条例化に際して反映していただくよう、強く望むものです。

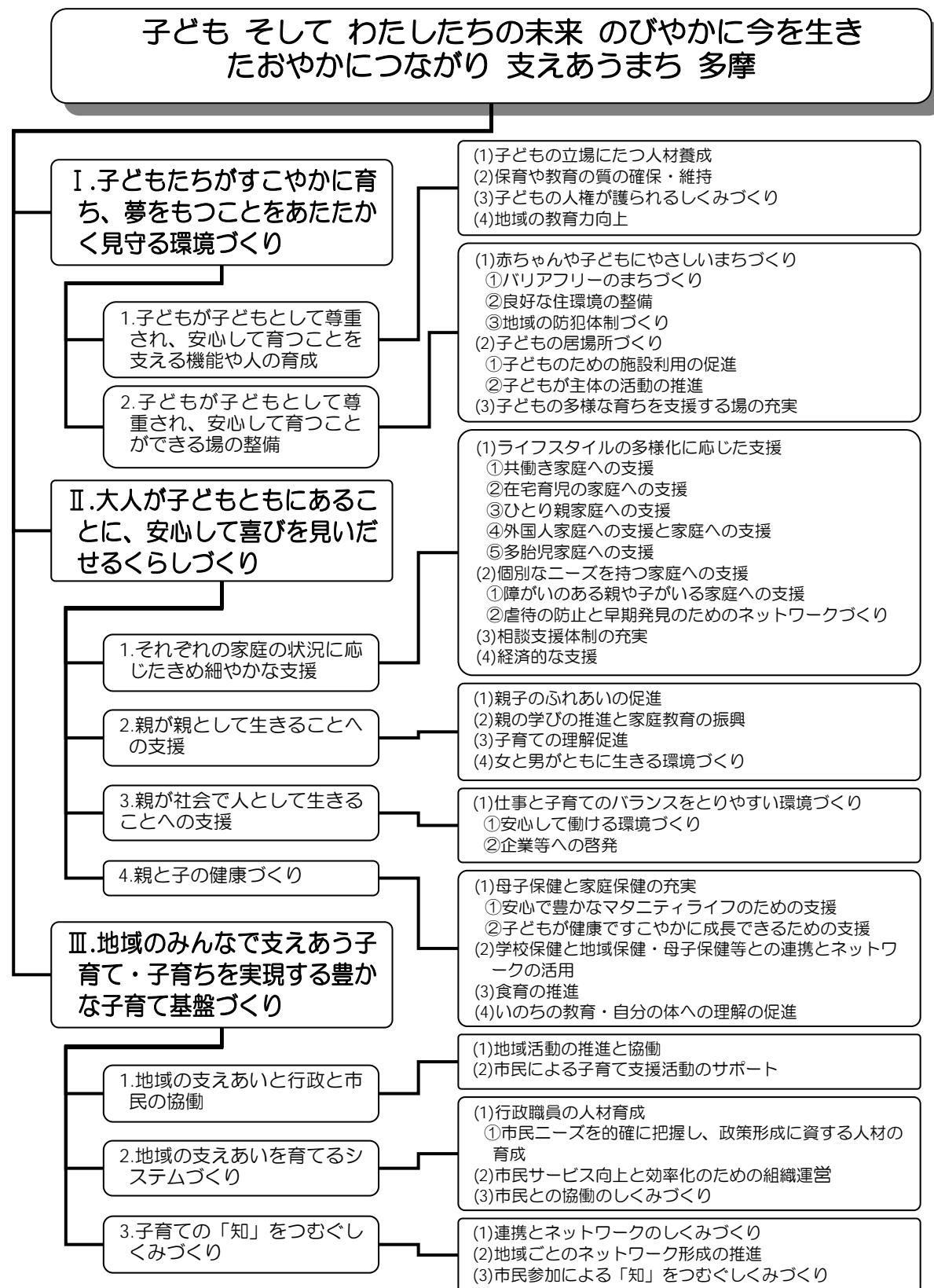
地域には、子育てを見守り手助けをしている方が多数おります。保育料のあり方を論じる中で、私たち委員もそれぞれ立場は違いますが、そのような方たちと同じ視点に立ち、幅広い視野で「どの子どもも幸せに」との思いを込めてこの答申をするものです。

参考資料

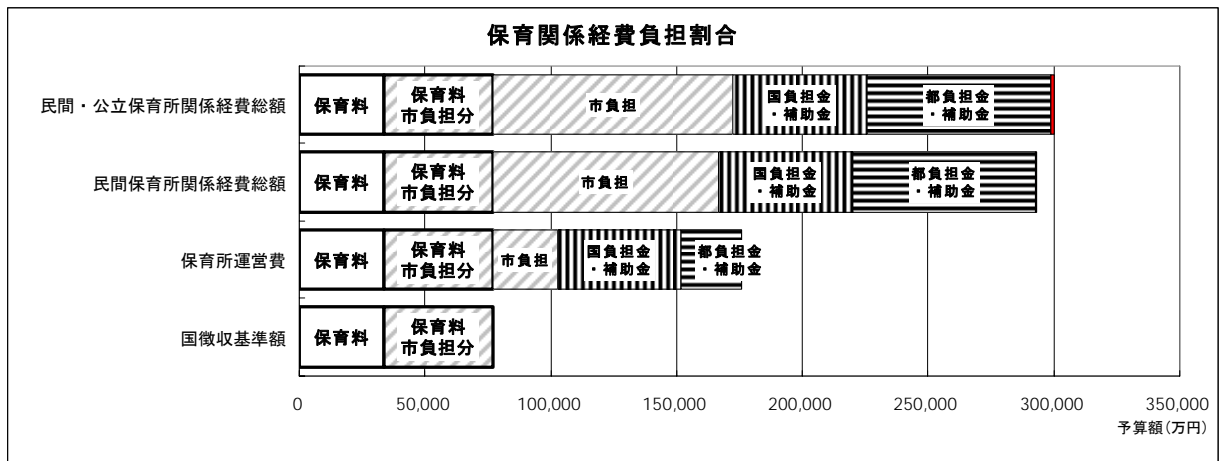
1. 「総支弁額」に占める保育料(保護者負担)の推移



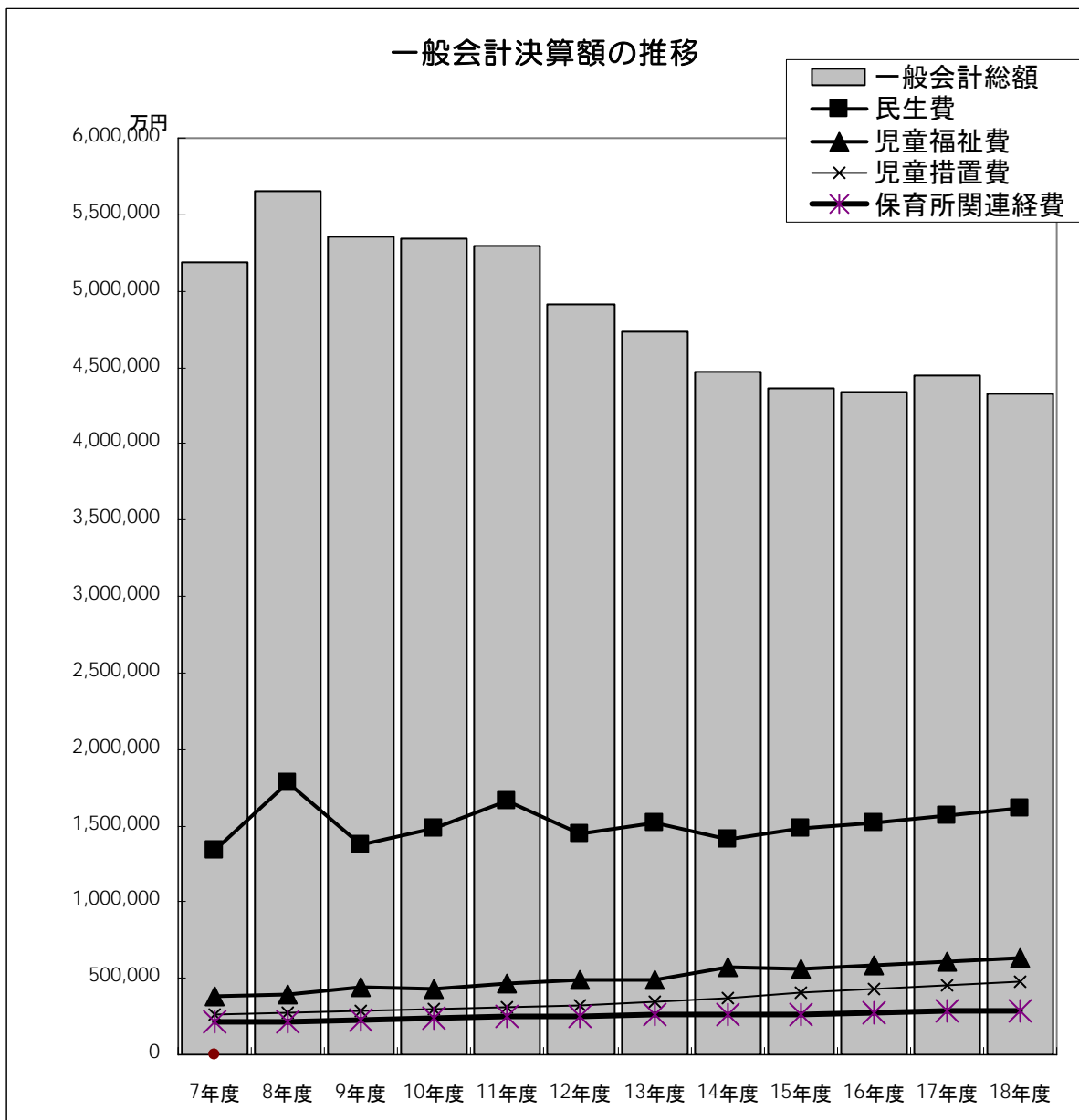
2. プランの体系



3.平成19年度予算に占める子育て関連施策経費



4. 一般会計決算額の推移



5.国徴収基準額に対する保護者負担率(多摩地区26市平成18年度実績)

順位	市名	国徴収対保護者負担率
1	青梅市	55.8
2	あきる野市	54.5
3	武蔵野市	53.2
4	八王子市	52.7
5	東久留米市	52.1
6	立川市	51.9
7	福生市	51.4
8	国立市	51.3
9	小平市	50.8
10	調布市	50.2
11	昭島市	50.0
12	稲城市	49.9
13	西東京市	49.6
14	町田市	49.5
15	東村山市	48.7
16	東大和市	48.1
17	三鷹市	47.9
18	狛江市	47.6
18	府中市	47.6
20	国分寺市	47.5
21	小金井市	45.1
22	日野市	44.4
23	羽村市	44.0
24	清瀬市	42.9
24	武蔵村山市	42.9
26	多摩市	41.7
	平均	48.9

審議会配布資料一覧

- 資料1 平成19年度多摩市使用料等審議会委員名簿
- 資料2 多摩市使用料等審議会条例
- 資料3 多摩市使用料諮問書の写し
- 資料4 会議運営に関する事項(案)
- 資料5 平成19年度多摩市使用料等審議会の開催スケジュール(案)
- 資料6 多摩市使用料等審議会答申書(平成4年11月5日)
- 資料7 認可保育所の概要
- 資料8 未就学児童人口推移
- 資料9 合計特殊出生率の推移
- 資料10 多摩市の保育ニーズの推計
- 資料11 多摩市の子育て支援策の水準
- 資料12 認可保育所・認証保育所の相違
- 資料13 多摩市の保育施設
- 資料14 国徴収基準額
- 資料15 多摩市保育所保育料徴収規則(本文・徴収基準額表・減額基準表)
- 資料16 保育料改正の経緯
- 資料17 平成19年度予算に占める子育て関連施策経費
- 資料18 平成19年度 第1回 多摩市使用料等審議会 要点録(案)
- 資料19 国内経済の指標推移
- 資料20 一般会計決算額の推移
- 資料21 私立保育所運営経費の仕組み
- 資料22 国徴収基準額表の推移
- 資料23 17年度～19年度 階層別構成比率
- 資料24 平成19年度 第2回 多摩市使用料等審議会 要点録(案)
- 資料25 入所児童数の推移
- 資料26 保育料現年調定額と収納率
- 資料27 多摩市ふぼれん・保育料に関するアンケート集計の概要(委員提出資料)
- 資料30 平成19年度 第3回 多摩市使用料等審議会 要点録(案)
- 資料31 平成11年度～19年度 階層別構成比率(平均階層推移)
- 資料32 一次答申(案)
- 資料33 子育て支援事業一覧
- 資料35 多摩市使用料等審議会 一次答申
- 資料36 平成19年度 第4回 多摩市使用料等審議会 要点録(案)
- 資料37 負担の公平性の考え方について(委員提出資料)
- 資料38 これまでの公平性についての議論
- 資料39 26市の保育料の状況
- 資料40 委員要求資料
- 資料41 保育所運営費保育単価表
- 資料42 保育施設等保護者負担比較
- 資料43 平成19年度 第5回 多摩市使用料等審議会 要点録(案)
- 資料44 最終答申に向けての指針のたたき台
- 資料45 多摩市の子育て支援施策についての計画と今後の方向性
- 資料46 平成19年度 第6回 多摩市使用料等審議会 要点録(案)
- 資料47 多摩市使用料等審議会答申書(素案)
- 資料48 保育料新旧比較表(委員提出資料)
- 資料49 平成19年度 第7回 多摩市使用料等審議会 要点録(案)
- 資料50 多摩市使用料等審議会答申書(最終案)
- 資料51 答申書(素案)に対する委員意見
- 資料52 改定時期の考え方

多摩市使用料等審議会委員名簿

(委員は50音順)

	職名	氏名	備考	区分
1	会長	上野 美裕	元東京都職員	学識経験者
2	職務代理人	伊藤 正次	首都大学東京都市教養学部准教授	学識経験者
3	委員	井上 美和	青少年問題協議会・東愛宕地区委員会会長・ 愛宕コミュニティセンター運営協議会役員	市民
4	委員	江口 寛子	公募市民	市民
5	委員	岡 健	大妻女子大学家政学部児童学科准教授	学識経験者
6	委員	加藤 健	保育園園児保護者	市民
7	委員	白男川 ちさと	公募市民	市民
8	委員	高橋 誠一	みどりの保育園園長	学識経験者
9	委員	田中 恵理	株式会社京王子育てサポート取締役社長	学識経験者
10	委員	山内 悦子	幼稚園園児保護者	市民

多摩市使用料等審議会審議経過

回	開催期日	内容	場所
第1回	平成19年7月4日(水)	市長挨拶、委嘱状交付、会長・ 職務代理人選出、審議	市役所301・302会議室
第2回	平成19年7月18日(水)	審議	市役所特別会議室
第3回	平成19年8月1日(水)	審議	市役所特別会議室
第4回	平成19年8月22日(水)	審議、一次答申	市役所特別会議室
第5回	平成19年8月31日(金)	審議	市役所西1～3会議室
第6回	平成19年9月13日(木)	審議	市役所特別会議室
第7回	平成19年10月3日(水)	審議	市役所特別会議室
第8回	平成19年10月22日(月)	審議	市役所301・302会議室
	平成19年11月7日(水)	答申	市役所市長室